

「企業活動と患者団体との関係の透明性に関する指針」

2012年12月1日

テルモ株式会社

テルモ株式会社（以下、「当社」）は、「企業活動と患者団体との関係の透明性に関する指針」（以下、「本指針」）を自社の指針として定め、当社の医療用医薬品に関わる事業活動における患者団体への資金提供実績等の情報を公開いたします。

1. 指針策定にあたって

本指針は、日本製薬工業協会「患者団体との関係の透明性ガイドライン」に準拠し策定いたしました。

2. 患者団体に対する当社の姿勢

当社は、患者団体の独立性を尊重し、その活動・発展に寄与していくために、関係の透明化を確保する必要があると考えます。透明性確保のために、当社が関与している事実を明らかにし、資金等の提供について、その目的、内容を書面に合意し記録を残してまいります。なお、患者団体に対する当社の医療用医薬品に係る活動は、日本製薬工業協会が定める「製薬協企業行動憲章」、「医療用医薬品プロモーションコード」をはじめとする関係諸規範およびその精神に従いおこないます。

3. 公開方法

当社のウェブサイト等を通じて、前年度分の資金提供等について、当該年度の決算発表後適切な時期に公開いたします。なお、その公開方法については、別途定めます。

4. 開始時期

2013年度分（2013年4月～2014年3月）を、2014年度から公開いたします。

5. 公開対象

当社は患者団体に対する以下の項目について、その内容を公開いたします。

（1）直接的資金提供

患者団体に提供した寄付金、会員・賛助会員費、協賛金、広告費等

（2）間接的資金提供

患者団体支援を目的とした企業主催・共催の講演会、説明会、研修会等に伴う費用
患者団体支援に関連して外部業者に委託した費用

(3) 当社からの依頼事項への謝礼等

患者団体に依頼した講師、原稿執筆・監修、調査、アドバイザー等の費用

(4) その他

患者団体に提供した労務提供

以上